

平成二十六年九月二十五日付で公告した土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定による土地収用及び使用の裁決手続の開始の決定について、土地所有者の氏名及び住所の更正の決定をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十七日

広島県収用委員会

一 更正の内容

(一) 「四 土地所有者の氏名及び住所」を示す別紙中、「

持分	1/153	猪原 貞子	相続人)
持分	1/459	細川 房子	広島県福山市沼隈町大字中山南甲 1624 番地
持分	1/459	猪原 隆子	広島県福山市日吉台二丁目 13 番 1-206 号
持分	1/459	猪原 彰一	広島県福山市神辺町大字八尋 1252 番地 1
持分	1/153	栗田 和也	広島県福山市神辺町大字八尋 759 番地 4

」を「

持分	1/153	猪原 貞子	相続人)
持分	1/459	細川 房子	広島県福山市沼隈町大字中山南甲 1624 番地
持分	1/459	猪原 隆子	広島県福山市日吉台二丁目 13 番 1-206 号
持分	1/459	猪原 彰一	広島県福山市神辺町大字八尋 1252 番地 1
持分	1/153	栗田 和也	広島県福山市神辺町大字八尋 759 番地 4

」に改める。

(二) 「四 土地所有者の氏名及び住所」を示す別紙中、「

持分	1/153	船石 政和	広島県福山市神辺町大字八尋 778 番地 1
----	-------	-------	------------------------

」を「

持分	1/153	船石 克治	相続人)
持分	1/153	船石 政和	広島県福山市神辺町大字八尋 778 番地 1

」に改める。

(三) 「四 土地所有者の氏名及び住所」を示す別紙中、「

持分	1/153	小林 英幸	広島県福山市神辺町大字八尋 1137 番地 3
----	-------	-------	-------------------------

」を「

持分	1/153	小林 啓二	相続人)
持分	1/153	小林 英幸	広島県福山市神辺町大字八尋 1137 番地 3

」に改める。

(四) 「四 土地所有者の氏名及び住所」を示す別紙中、「

持分	1/153	猪原 淳一	奈良県生駒市真弓 3 丁目 9 番 32 号
----	-------	-------	------------------------

」を「

持分	1/153	猪原 豊	相続人)
持分	1/153	猪原 淳一	奈良県生駒市真弓 3 丁目 9 番 32 号

」に改める。

二 更正の決定をした日

平成二十六年十一月四日